

品川区都市計画公聴会規則

昭和 50 年 7 月 1 日

規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条の規定に基づき区長が開催する品川区都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第 2 条 区長は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(公告)

第 3 条 区長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の 2 週間前までに日時、場所および公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)を公告する。

2 前項の公告は、品川区役所掲示板に掲示するほか、区の広報紙等を利用して行う。

(公述の申出)

第 4 条 都市計画案に係る地域の住民その他の利害関係者は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、区長が前条第 1 項の公告で定める日までに、書面により、区長にその旨を申し出ることができる。

2 前項の書面には、意見の要旨ならびに氏名、住所および都市計画案についての利害関係を記載しなければならない。

(公述人の選定等)

第 5 条 区長は、前条第 1 項の規定により申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定する。この場合において、区長は、公聴会を円滑に運営するため必要があると認めるときは、あらかじめ公述時間を制限することができる。

2 前項の規定による公述人の選定または公述時間の制限は、公正かつ適正に行わなければならない。

3 第 1 項の規定により公述人を選定し、または公述時間を制限したときは、その旨を本人に通知する。

(公聴会の議長)

第 6 条 公聴会の議長は、品川区職員のうちから区長が指名する。

(公述人の陳述等)

第 7 条 公述人の陳述は、都市計画案の範囲をこえてはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反して陳述したときまたは公述人に不穏当な行為があつたときは、その陳述を禁止し、または退場させることができる。

(代理人等)

第 8 条 公述人は、あらかじめ区長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、または代理人に意見を述べさせることができる。

(関係行政機関等の職員の出席)

第 9 条 区長は、必要があると認めるときは、公聴会に関係行政機関等の職員の出席を求めて、都市計画案についてその意見を述べさせることができる。

(傍聴人の入場制限等)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、またはその秩序を乱し、もしくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録)

第11条 区長は、公聴会の記録を作成し、保管する。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名および押印しなければならない。

- (1) 都市計画案の内容
- (2) 公聴会の日時および場所
- (3) 出席した公述人の氏名および住所
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

付 則

この規則は、公布の日から施行する。